

許認可等の種類	集会所の使用許可の取消
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	三好市集会所条例 第7条
処分基準	<p>【根拠条文】</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、集会所の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) その他集会所の管理上必要と認めたとき</p> <p>【基準】</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ書面により市長に申し出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>第5条 国、地方公共団体その他公共的団体が主催し、かつ、その催しが直接営利を目的とするものでないと認められるものについては、市長の許可を受け、集会所を使用することができるものとする。</p>
備考	
設定年月日	平成27年 2月 2日設定 (平成 年 月 日最終変更)